

# Rinnai

## 第67回

## 定時株主総会

## 招集ご通知

**日 時** 平成29年6月28日（水曜日）  
午前10時

**場 所** 名古屋市中村区椿町6番9号  
（ビックカメラ隣）  
**名鉄ニューグランドホテル  
椿の間（7階）**

**決議事項** **第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役7名選任の件  
**第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

### 目次

第67回定時株主総会招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	4
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告	26
株主総会参考書類	30

**リンナイ株式会社**

証券コード 5947



**第67回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から3頁のご案内に従って、平成29年6月27日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1</b> 日 時	平成29年6月28日（水曜日）午前10時
<b>2</b> 場 所	名古屋市中村区椿町6番9号（ビックカメラ隣） 名鉄ニューグランドホテル 椿の間（7階）
<b>3</b> 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第67期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第67期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p><b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件  <b>第2号議案</b> 取締役7名選任の件  <b>第3号議案</b> 補欠監査役1名選任の件</p>

以 上

当社ウェブサイト <http://www.rinnai.co.jp/>

- 連結計算書類の連結注記表および連結株主資本等変動計算書並びに計算書類の個別注記表および株主資本等変動計算書につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、招集ご通知の添付書類には記載しておりません。上記のウェブサイト掲載事項は、招集ご通知に記載の各書類とともに、会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 平成29年 6 月28日 (水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

**場所** 名古屋市中村区椿町6番9号 (ビックカメラ隣)  
名鉄ニューグランドホテル 椿の間 (7階)  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成29年 6 月27日 (火曜日) 午後5時20分到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、下記の議決権行使ウェブサイト  
にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」  
および「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◇議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>

**行使期限** 平成29年 6 月27日 (火曜日) 午後5時20分受付分まで

- ① インターネットによる議決権行使は、上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
- ② 議決権の行使期限は、平成29年6月27日(火曜日)午後5時20分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

## 議決権行使の際の注意点

- ① 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ③ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ④ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、セキュリティー対策ソフトを設定されている場合、プロキシサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ⑤ 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

## 機関投資家の皆様へ

本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関する  
お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当期における世界経済は、中国をはじめとするアジア新興国では依然として経済成長は鈍化傾向が続き、欧州では英国のEU離脱問題で経済の不確実性が高まっております。また、米国では新政権の政策に対する不安が払拭できず、先行きが見通しにくい状況となりました。一方、国内の経済は雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直しがあるなど、緩やかな回復基調が続きました。

国内の住宅設備業界は、各種住宅取得支援策や住宅ローン金利の低下などにより新設住宅着工戸数が増加基調であることに加え、安定的な機器の買替えも底堅く、順調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは当期を2年目とする中期経営計画「進化と継承 2017」を推進しており、これまでの企業文化や精神を継承するとともに、社会に役立つ新しい商品やサービスを創出するためのビジネスモデルを進化させるべく事業活動を進めてまいりました。販売面につきましては、円高の影響を受けたものの、中国やアメリカでの給湯器販売が順調であったことや、株式会社ガスターを連結子会社化したことによる売上加算などによって増収となりました。損益面につきましては、国内において安価品の比率が増加したことや厨房・暖房機器の数量が伸び悩むなど、当社グループの営業利益は減益となりました。

この結果、当期の業績は、売上高3,302億56百万円（前期比3.2%増）、営業利益340億56百万円（前期比1.6%減）、経常利益352億80百万円（前期比1.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益223億22百万円（前期比1.7%減）となりました。

セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

#### 〈日本〉

貸家の増加を背景に給湯単能機の売上が伸長したことに加え、買替向けのラインアップを拡充した食器洗い乾燥機、当社の独自性の強いガス衣類乾燥機やハイブリッド給湯・暖房システム「ECO ONE（エコワン）」が好調で、日本の売上高は1,890億36百万円（前期比5.7%増）となりましたが、安価品の販売増によって高付加価値商品の販売比率が減少し、営業利益は223億5百万円（前期比3.1%減）となりました。

#### 〈アメリカ〉

アメリカのエネルギー省が給湯器販売の熱効率基準を引き上げたことにより、従来のタンク式の給湯器から高効率であるガスタンクレス給湯器へシフトしていることで、アメリカの売上高は235億4百万円（前期比4.0%増）となりましたが、円高影響による調達コストの増加などによって営業利益は16億61百万円（前期比8.6%減）となりました。

#### 〈オーストラリア〉

貯湯式給湯器や昨年度から連結子会社となったブライビス社の冷暖房システムが伸長するなど事業の拡大が着実に進み、オーストラリアの売上高は現地通貨ベースでは増加しましたが、円高の影響によって214億68百万円（前期比7.0%減）となりました。また、ブライビス社の取得に伴う費用の減少で営業利益は12億49百万円（前期比8.8%増）となりました。

#### 〈中国〉

地方都市におけるガスインフラの拡大によってガス機器の利用者が順調に増え続けており、販売網の拡張で給湯器の販売が好調であったことと、生活水準の向上に伴って給湯器の大容量化・高機能化が進み売上高が伸長しました。中国の売上高は359億62百万円（前期比12.5%増）、営業利益は30億69百万円（前期比15.4%増）となりました。

#### 〈韓国〉

小規模集合住宅の新築増加や買替えの需要増によってボイラーの販売が好調であったことや、速乾性が評価されているガス衣類乾燥機が伸長するなど、韓国の売上高は現地通貨ベースでは増加しましたが、円高の影響によって324億55百万円（前期比4.2%減）となりました。また、営業利益は9億20百万円（前期比38.6%減）となりました。

#### 〈インドネシア〉

テーブルコンロの販売が増加し、インドネシアの売上高は現地通貨ベースでは増加しましたが、円高の影響によって107億37百万円（前期比2.7%減）となりました。また、原価改善によって営業利益は19億1百万円（前期比44.0%増）となりました。

## セグメント別売上高および営業利益

セグメント	第66期(前期) (平成28年3月期)		第67期(当期) (平成29年3月期)		対前期増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
日本	178,781	23,007	189,036	22,305	5.7%	△3.1%
アメリカ	22,602	1,817	23,504	1,661	4.0%	△8.6%
オーストラリア	23,092	1,148	21,468	1,249	△7.0%	8.8%
中国	31,966	2,659	35,962	3,069	12.5%	15.4%
韓国	33,888	1,499	32,455	920	△4.2%	△38.6%
インドネシア	11,038	1,320	10,737	1,901	△2.7%	44.0%
その他	18,567	2,799	17,090	2,712	△8.0%	△3.1%
調整額	-	341	-	234	-	-
連結損益計算書計上額	319,935	34,593	330,256	34,056	3.2%	△1.6%

(注) 1. その他には、台湾、タイ、ベトナム、ニュージーランド、ブラジル等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2. 売上高は外部顧客への売上高であります。また、営業利益の調整額はセグメント間取引消去等であります。

部門別の売上高につきましては、給湯機器が1,882億2百万円（前期11.0%増）、厨房機器が884億56百万円（前期比5.2%減）、空調機器が179億52百万円（前期比7.8%減）、業用機器が91億22百万円（前期比9.2%減）、その他が265億21百万円（前期比3.4%減）となりました。

## 部門別売上高

部門	第66期(前期) (平成28年3月期)		第67期(当期) (平成29年3月期)		対前期増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
給湯機器	169,623	53.0%	188,202	57.0%	11.0%
厨房機器	93,340	29.2%	88,456	26.8%	△5.2%
空調機器	19,463	6.1%	17,952	5.4%	△7.8%
業用機器	10,041	3.1%	9,122	2.8%	△9.2%
その他	27,466	8.6%	26,521	8.0%	△3.4%
合計	319,935	100.0%	330,256	100.0%	3.2%



## (2) 設備投資等の状況

当社グループの当期における設備投資は、国内外の生産拠点の拡充による土地・建物への投資、新製品生産を目的とした各種金型を含む工具器具および備品への投資、原価低減・品質向上を目的とした機械装置の更新および合理化への投資等により、総額は206億64百万円となりました。

## (3) 資金調達の状況

当期において新規の重要な資金調達はありません。

## (4) 対処すべき課題

次期の経済状況は、世界的には引き続き緩やかな回復基調であると想定されるものの、中国をはじめとするアジア諸国では依然として経済成長の鈍化傾向が続くものと考えられます。国内では、世帯数や人口の伸び悩みに加え、原材料費や為替の変動要素があるなど不安定な状況は続きますが、買替えなどによる一定の需要はあるものと想定します。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「進化と継承 2017」で掲げたとおり、「リンナイ精神」を『継承』し安定的に事業を継続することと新たな時代に対応する『進化』の実現を目指してまいります。また、さまざまな事業環境の変化を先読みしながら、ビジネスモデルの革新によって社会に役立つ新たな商品・サービスを創出し、総合熱エネルギー機器メーカーとしてのブランド確立を進めてまいります。

国内では、「電気」と「ガス」を効率良く使い分けるハイブリッド給湯・暖房システム「ECO ONE（エコワン）」や高効率給湯器「エコジョーズ」シリーズなど環境・省エネ性に優れた商品の販売を強化してまいります。また、温水を多目的に利用する給湯暖房機とその周辺端末機器、システムキッチン用のコンロとレンジフードなどシステム商品の企画提案力を高めてまいります。海外では、中国やアメリカでのガス給湯器や、アジア諸国での厨房機器など、熱機器の需要増加に合わせて販売を拡大してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第64期 (平成26年3月期)	第65期 (平成27年3月期)	第66期 (平成28年3月期)	第67期(当期) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	286,981	295,022	319,935	330,256
経 常 利 益 (百万円)	36,910	32,938	35,807	35,280
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	23,254	20,647	22,710	22,322
1株当たり当期純利益(円)	454.74	397.03	436.71	429.27
総 資 産 (百万円)	334,382	357,506	370,246	404,325
純 資 産 (百万円)	232,635	261,414	271,709	290,638
1株当たり純資産(円)	4,245.48	4,742.42	4,924.24	5,245.62

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

## (6) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社柳澤製作所	150百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイテクニカ株式会社	200百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
アール・ビー・コントロールズ株式会社	150百万円	100.0%	電子制御機器の製造販売
リンナイ精機株式会社	128百万円	92.2%	ガス機器部品の製造販売
株式会社ガスター	2,450百万円	90.0%	ガス機器の製造販売
リンナイネット株式会社	300百万円	100.0%	ガス機器の販売
アール・ジー株式会社	150百万円	※100.0%	ガス機器の販売
リンナイオーストラリア株式会社	2百万豪ドル	※100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイアメリカ株式会社	11百万米ドル	100.0%	ガス機器の販売
リンナイコリア株式会社	15,107百万ウォン	※100.0%	ガス機器の製造販売
上海林内有限公司	74百万元	50.0%	ガス機器の製造販売
リンナイインドネシア株式会社	3,085百万ルピア	52.0%	ガス機器の製造販売

(注) ※間接保有を含む出資比率を記載しております。

**(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）**

当社グループは、ガス機器の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおりますが、部門別の主な製品は次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品
給 湯 機 器	給湯器、ふろ給湯器、給湯暖房機、ハイブリッド給湯・暖房システム等
厨 房 機 器	テーブルコンロ、ビルトインコンロ、オーブン、食器洗い乾燥機、レンジフード、炊飯器等
空 調 機 器	ファンヒーター、FF暖房機、赤外線ストーブ等
業 用 機 器	業務用焼物器、業務用レンジ、業務用炊飯器等
そ の 他	衣類乾燥機、赤外線バーナー、部品等

**(8) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）**

① 当社

名 称	所 在 地	
本 社 等 拠 点	本社	名古屋市中川区
	技術センター	愛知県丹羽郡大口町
	生産技術センター	愛知県小牧市
	総合物流センター	愛知県小牧市
	リンナイパーツセンター	愛知県岩倉市
製 造 拠 点	大口工場	愛知県丹羽郡大口町
	瀬戸工場	愛知県瀬戸市
	暁 工場	愛知県瀬戸市
	旭 工場	愛知県尾張旭市
営 業 拠 点	東北支社	仙台市若林区
	関東支社	東京都品川区
	中部支社	名古屋市中川区
	関西支社	大阪市淀川区
	九州支社	福岡市博多区

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 柳 澤 製 作 所	大阪府門真市
リ ン ナ イ テ ク ニ カ 株 式 会 社	東京都港区
ア ー ル ・ ビ ー ・ コ ン ト ロ ー ル ズ 株 式 会 社	石川県金沢市
リ ン ナ イ 精 機 株 式 会 社	愛知県小牧市
株 式 会 社 ガ ス タ ー	神奈川県大和市
リ ン ナ イ ネ ッ ト 株 式 会 社	名古屋市中川区
ア ー ル ・ ジ ー 株 式 会 社	東京都品川区
リ ン ナ イ オ ー ス ト ラ リ ア 株 式 会 社	オーストラリア ビクトリア州メルボルン市
リ ン ナ イ ア メ リ カ 株 式 会 社	アメリカ ジョージア州ピーチツリー市
リ ン ナ イ コ リ ア 株 式 会 社	韓国 仁川広域市
上 海 林 内 有 限 公 司	中国 上海市
リ ン ナ イ イ ン ド ネ シ ア 株 式 会 社	インドネシア ジャカルタ市

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
10,512名	572名増

(注) 上記の数には、臨時従業員数は含まれておりません。  
 なお、臨時従業員の期中平均人数は、3,727名であります。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 52,001,146株（自己株式215,317株を除く）
- ③ 株主数 4,002名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
内 藤 株 式 会 社	千株 6,215	% 11.95
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（ 信 託 口 ）	4,105	7.89
株 式 会 社 好 兼 商 事	4,002	7.69
林 謙 治	2,502	4.81
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（ 信 託 口 9 ）	2,253	4.33
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（ 信 託 口 ）	1,762	3.38
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	784	1.50
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	720	1.38
H S B C - F U N D S E R V I C E S C L I E N T S A / C 5 0 0	718	1.38
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（ 信 託 口 5 ）	655	1.26

（注） 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役副会長	林 謙 治	
代表取締役社長 (社長執行役員)	内 藤 弘 康	
代表取締役 (副社長執行役員)	成 田 常 則	社長補佐、生産本部・海外事業本部管掌 リンナイネット株式会社代表取締役社長
取締役 (専務執行役員)	小 杉 将 夫	経営企画本部長 兼 経営企画部長、管理本部管掌 リンナイ企業株式会社代表取締役社長
取締役 (専務執行役員)	近 藤 雄 二	営業本部長、開発本部管掌
取締役	松 井 信 行	中部大学理事長付特任教授 富士機械製造株式会社社外取締役 愛知時計電機株式会社社外取締役
取締役	神 尾 隆	特定非営利活動法人ささえあい理事長
監査役(常勤)	藺 田 享 志	
監査役(常勤)	石 川 治 彦	
監査役	松 岡 正 明	公認会計士 カネ美食品株式会社社外取締役 ミタチ産業株式会社社外監査役
監査役	渡 邊 一 平	弁護士 豊和工業株式会社社外取締役[監査等委員]

- (注) 1. 取締役松井信行および神尾隆の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松岡正明および渡邊一平の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松岡正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役松井信行および神尾隆の各氏並びに監査役松岡正明および渡邊一平の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 当事業年度の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 代表取締役会長内藤進氏は、逝去により平成29年3月20日付で退任いたしました。なお、同氏は退任時において、リンナイ코리아株式会社代表取締役会長であります。
- ② 監査役後藤靖彦、堤俊紀、福井清晃および南館欣也の各氏は、任期満了により平成28年6月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名および社外監査役2名は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2)	419百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	8 (4)	46 (11)
合 計	16	465

- (注) 1. 上記には、平成29年3月20日付で退任した取締役1名を含んでおります。  
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第58回定時株主総会において月額45百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 4. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第58回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。  
 5. 当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 取締役 松井信行

ア.他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

中部大学の理事長付特任教授、富士機械製造株式会社の社外取締役および愛知時計電機株式会社の社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ.当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、主に大学の教授や学長の経験に基づく学識者としての見地から公正な意見の表明を行いました。

### ② 取締役 神尾 隆

ア.他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

特定非営利活動法人ささえあい理事長であります。当社は特定非営利活動法人ささえあいに寄付を行っておりますが、その寄付額は年間3万円と僅少であります。

イ.当事業年度における主な活動状況

平成28年6月28日就任以降に開催された取締役会10回すべてに出席し、主に他の会社の取締役を歴任された豊富な経験と幅広い見識から公正な意見の表明を行いました。

③ 監査役 松岡正明

ア.他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
公認会計士、カネ美食品株式会社社外取締役およびミタチ産業株式会社社外監査役  
であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ.当事業年度における主な活動状況

平成28年6月28日就任以降に開催された取締役会10回すべてに、また監査役会10  
回すべてに出席し、主に会計・税務の見地から公正な意見の表明を行いました。

④ 監査役 渡邊一平

ア.他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
弁護士および豊和工業株式会社社外取締役[監査等委員]であります。なお、当社と  
兼職先との間には特別の関係はありません。

イ.当事業年度における主な活動状況

平成28年6月28日就任以降に開催された取締役会10回すべてに、また監査役会10  
回すべてに出席し、主に法律見地から公正な意見の表明を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に  
基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく  
監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度  
に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. なお、重要な子会社のうち、株式会社ガスターおよびリンナイ코리아株式会社ほか在外子会社  
については、他の監査人が監査を行っております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見  
積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条  
第1項の同意を行っております。



#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

### 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 当社および当社子会社の取締役および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社および当社子会社は、取締役および使用人等が業務の遂行にあたって、法令および定款の遵守を常に意識するよう、「社是」・「リンナイ企業使命観」・「リンナイ憲章」・「リンナイ行動規範」からなる「リンナイグループ倫理綱領」を定め、すべての役員および社員に周知徹底を図る。
- ・企業倫理委員会を設置し、内部統制システムの構築、維持および向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備および維持を図る。
- ・取締役は社内における重大な法令違反の疑義のある事実を発見した場合には、遅滞なく監査役および取締役会に報告する。
- ・法令違反の疑義のある事実についての社内報告体制として社内通報システムを整備し、企業倫理相談窓口運用マニュアルに基づき、その運用を行う。
- ・監査役は社内の法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求める。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報については、社内の文書管理規程、電子文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検証性の高い状態で保存し管理する。

##### ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制として、リスク管理規程を定め、社長が委員長を務める「リスク管理委員会」のもと、グループ全体のリスク未然防止のために社内の点検と啓発活動を推進し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

- ④ **当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期的に開催し重要事項の議論および審議を経て執行決定を行う。
  - ・毎年開催するグループ全体の経営会議により、経営戦略の策定や経営計画の進捗管理を行う。
  - ・取締役会決定に基づく業務執行については、職務規程、稟議規程の定めるところにより当該執行者の責任において執行手続きを進める。
  - ・中期経営計画、連結ベースの中期経営数値目標および管理指標に基づき、グループ全体の年度方針、年度経営計画および年度経営指数を策定し、それを基に各部門で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。
- ⑤ **当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・グループ全体における業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する行動指針として、「リンナイグループ倫理綱領」を定め、これを基礎として、当社および当社子会社で諸規程を整備する。
  - ・経営管理については、関係会社管理規程に定めた決裁および報告ルールによりグループ全体の経営の管理を行う。
  - ・内部統制室および関連部門は、その事業内容や規模に応じて、当社子会社を含めたグループ全体の内部監査を実施する。
- ⑥ **監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部統制室の構成員が監査役を補助する使用人を兼務し、監査役会事務局の業務も併せて担当するが、監査役の職務の補助を優先する。なお、当該業務に関しては同構成員の属する部門の上長等の指揮・命令を受けない。
  - ・監査役の職務補助を兼務する内部統制室の構成員の人事異動、評価等については監査役会の同意を要する。
- ⑦ **当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・当社および当社子会社において、取締役および使用人等は、会社の業務または業績に重大な損失を与える恐れのある事項について当社の監査役に逐次報告する。また、監査役は必要に応じて随時、取締役および使用人等から報告を求めることができる。
  - ・監査役会は、代表取締役、内部統制室、監査法人と意思の疎通を図るため、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。

- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役へ報告を行った、当社および当社子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いをしないことを周知徹底する。
- ⑨ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役 of 職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する事項

- ・ 当社が定める倫理強調月間に全社員を対象に「リンナイ行動規範」の読み合わせを行い、更なる周知の徹底を図りました。また、その周知度合いを確認するため、社員へアンケート調査を実施し、その結果を社内に表示しました。
- ・ 社内のコンプライアンスを推進するため、各部門のコンプライアンス委員を対象に、顧問弁護士による講演会を開催し、法令遵守意識の向上を図りました。
- ・ 内部通報制度については、顧問弁護士事務所を受付窓口とする外部相談窓口を新たに設置しましたが、特に法令違反に疑義のあるような通報はありませんでした。

### ② リスク管理に関する事項

- ・ 社長および幹部社員をメンバーとするリスク管理委員会を四半期ごとに開催し、各担当責任者より、当社グループも含めたリスクに関する社内点検・改善の実施状況や近時の重要リスク等について報告、確認を行い、情報共有を図るとともにリスクの未然防止に努めました。

### ③ 取締役の職務の執行に関する事項

- ・ 当期の取締役会は、14回開催し、重要議案の審議・承認および業務報告を行いました。なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
- ・ 当社および当社グループの各部門責任者が出席する経営会議を四半期ごとに開催し、年度経営計画の進捗確認を行うとともに達成度合いや課題事項の確認を行いました。
- ・ 取締役会および経営会議の記録ならびに決裁書類は、適切・確実に文書で保存管理を行いました。

### ④ 当社グループの業務の適正に関する事項

- ・ 当社グループ各社の経営管理について、重要案件は関係会社管理規程に定めた決裁ルールに基づいて適正に管理を行いました。また、定期的な業務報告会や月次業務報告書により年度経営計画の進捗状況や課題事項の確認を行いました。
- ・ 内部統制室および関連部門による内部監査は、各グループ会社の事業内容や規模に応じた計画を立案し実施しました。

## ⑤ 監査役の監査に関する事項

- ・ 監査役は、当社および当社グループの業務の適正を確保するため、監査計画に基づいて業務監査を行いました。
- ・ 監査役は、取締役会および経営会議に出席して必要に応じて意見を述べました。また、稟議書、月次業務報告書や重要会議の記録等を閲覧し、内容を確認しました。
- ・ 監査役は、会計監査人の監査の計画や結果について意見交換を行うなど会計監査人と連携しました。また、代表取締役や内部統制室ともそれぞれ意見交換を行いました。
- ・ 監査役の業務のための出費は、速やかに会社負担で処理を行いました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の株式会社の支配の方針に関する基本方針についての決定内容は以下のとおりです。

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である当社の株券等は原則として市場において自由に売買されるべきものであると考えており、当社株券等の大量の買付行為を行う者による当社株券等の大量の買付け要請に応じて当社株券等の売却を行うか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。したがって、大量の買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資する提案であれば、一概にこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社取締役会との事前の十分な交渉や取締役会の同意を経ることなく当社株券等の大量の買付行為が一方的に行われ、その目的や買収後の方針等の十分な情報開示がなされない場合、当社の株券等を保有する株主の皆様がその保有する株券等の買付けの要請に応じるか否かについて、十分な判断を行うだけの時間および情報の確保を困難にする恐れがあるものと考えております。

当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付けを行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないものと考えており、これらの者による大量の買付行為に対しては必要かつ適切な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、安定した収益基盤をベースとし、中長期的視野に立った競争力強化とあらゆるステークホルダーの満足度を向上させることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることが、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果として、基本方針の実現に資するものと考え、次のような取り組みを実施しております。

当社は、大正9年の創業以来97年にわたり、熱を通じて快適な暮らしを社会に提供することを使命とし、「品質こそ我が命」や「和・氣・眞」といった当社独自の精神を礎とし、高度な熱利用技術とモノづくりへのこだわりを持ち、給湯分野、厨房分野、



空調分野を通して生活文化の向上に寄与すべく事業を展開してまいりました。国内外すべてのグループ各社が、リンナイブランドのもと、豊かで快適な住生活の創造に向け、質の高い商品とサービスの安定的供給に取り組み、これまでの発展を支えてきております。特に、海外での事業活動においては、40余年にわたる実績を積み上げてまいりました。結果、現在では16カ国に生産・販売拠点を有し、海外売上比率が4割を超えており、当社の特性の一つとなっております。

当社は、持続的な企業価値向上のためには、長年にわたって取り組んできた安全・安心、環境、省エネ、健康・高齢化を念頭に、「品質第一の顧客志向」の継続実施や「地球環境に配慮した商品提供」を行うとともに、「技術革新による競争優位の強化」によって高水準な収益基盤と中長期的視点に基づいた成長戦略の実現が必要不可欠であると考えております。

このような当社事業の歴史的背景と今後の方向性を踏まえ、当社では、昨年度に平成29年度を最終年度とする中期経営計画「進化と継承2017」を策定し、過去から培ってきたリンナイ精神を継承し安定的に事業を継続するとともに今後予測される新たな時代の変化に対応すべく進化を遂げるよう推進中であります。また、グループ全体の連携を図り本業の収益性と資本効率を高めることを目指し、連結営業利益率10%および連結ROE10%を超える水準の維持を目標として取り組んでまいります。

なお、当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営上の重要な課題と位置づけており、経営環境の変化に対応して、最適な経営体制を機動的に構築するとともに、事業年度ごとの経営責任の一層の明確化と、株主の皆様の信任を問う機会の増加のために、取締役の任期を1年としております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株券等の大量の買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、当社の特性を踏まえた上で、当該買付行為に応じるか否かを判断するために十分な情報と時間を確保すること、また、大量の買付行為を行う者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値を向上させ、株主の皆様の共同の利益を確保することにとって不可欠であり、当社株券等の大量の買付行為を行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで当社は、平成20年5月13日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の内容を決定し、同年6月27日開催の当社第58回定時株主総会における株主の皆様のご承認を経てこれを導入後、平成23年5月11日開催の当社取締役会および同年6月29日開催の第61回定時株主総会におけるご承認を経て継続、さらに平成26年5月9日開催の当社取締役会および同年6月27日開催の第64

回定時株主総会におけるご承認に基づきこれを一部変更の上更新し（以下、当該一部変更後の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）、継続しております。本プランにおいては、当社株券等の特定株式保有者等の議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に対する情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、対抗措置の発動手続等を定めております。

**(4) 前記取り組みが、基本方針に沿い、株主の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないことについて**

①「基本方針の実現に資する特別な取り組み」

上記取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取り組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、係る取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。

②「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み」

ア. 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた三原則を完全に充足しております。

イ. 株主の皆様の意思の重視と情報開示

本プランの効力発生には、平成26年6月27日開催の当社第64回定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただいております、本プランの導入には株主の皆様の意思が反映されたものとなっております。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止についても株主の皆様の意思に基づく形になっております。

さらに、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断および大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報、その他の大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適時適切に開示することとしております。

ウ. 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

(i) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置することとしております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には当社取締役会の諮問に応じる形で、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

(ii) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されております。

(iii) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役の任期について、期差任期制を採用しておりませんので、本プランは、スローハンド型買収防衛策でもありません。

(ご参考)

本プランの有効期間は、平成29年6月28日開催予定の当社第67回定時株主総会の終結の時までとなっており、当社は平成29年5月9日開催の取締役会において、本プランの有効期間満了をもって、本プランを継続しないことを決議いたしました。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>237,671</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>91,568</b>
現金及び預金	115,225	支払手形及び買掛金	22,205
受取手形及び売掛金	62,547	電子記録債務	33,891
電子記録債権	7,540	未払金	13,169
有価証券	8,563	未払消費税等	1,412
商品及び製品	24,839	未払法人税等	6,012
原材料及び貯蔵品	13,963	賞与引当金	4,290
繰延税金資産	3,581	製品保証引当金	3,952
その他	2,391	その他	6,624
貸倒引当金	△982	<b>固 定 負 債</b>	<b>22,118</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>166,653</b>	繰延税金負債	7,452
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>78,175</b>	環境対策引当金	2,255
建物及び構築物	27,489	退職給付に係る負債	9,484
機械装置及び運搬具	13,539	その他	2,926
工具、器具及び備品	4,868	<b>負 債 合 計</b>	<b>113,686</b>
土地	22,939	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	243	<b>株 主 資 本</b>	<b>261,536</b>
建設仮勘定	9,094	資本金	6,459
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>6,853</b>	資本剰余金	8,756
<b>投資その他の資産</b>	<b>81,624</b>	利益剰余金	247,327
投資有価証券	59,725	自己株式	△1,007
退職給付に係る資産	17,234	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>11,241</b>
繰延税金資産	1,620	その他有価証券評価差額金	4,883
その他	3,426	為替換算調整勘定	3,047
貸倒引当金	△382	退職給付に係る調整累計額	3,310
<b>資 産 合 計</b>	<b>404,325</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>17,860</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>290,638</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>404,325</b>



## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		330,256
売上原価		221,355
売上総利益		108,900
販売費及び一般管理費		74,844
営業利益		34,056
営業外収益		
受取利息	939	
受取配当金	466	
その他	805	2,210
営業外費用		
支払利息	32	
為替差損	287	
固定資産除却損	345	
その他	320	986
経常利益		35,280
特別利益		
収用補償金	253	253
特別損失		
段階取得に係る差損	137	
災害による損失	393	530
税金等調整前当期純利益		35,003
法人税、住民税及び事業税	10,161	
法人税等調整額	△301	9,859
当期純利益		25,143
非支配株主に帰属する当期純利益		2,821
親会社株主に帰属する当期純利益		22,322

**貸借対照表**  
(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>119,113</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>44,529</b>
現金及び預金	54,512	買掛金	12,927
受取手形	5,986	電子記録債務	18,927
売掛金	32,837	リース債務	85
電子記録債権	5,628	未払金	4,109
有価証券	7,014	未払費用	662
商品及び製品	7,910	未払法人税等	3,656
原材料及び貯蔵品	3,284	預り金	144
繰延税金資産	1,555	賞与引当金	2,417
その他の	406	製品保証引当金	795
貸倒引当金	△22	その他	802
<b>固 定 資 産</b>	<b>129,688</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,871</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>34,017</b>	リース債務	90
建築物	10,946	退職給付引当金	2,687
構築物	541	その他	4,093
機械及び装置	3,316		
車両運搬具	22	<b>負 債 合 計</b>	<b>51,400</b>
工具、器具及び備品	1,827	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	11,004	<b>株 主 資 本</b>	<b>192,701</b>
リース資産	154	資本金	6,459
建設仮勘定	6,203	資本剰余金	8,719
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,266</b>	資本準備金	8,719
ソフトウェア	1,029	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>178,529</b>
リース資産	8	利益準備金	1,614
その他	228	その他利益剰余金	176,914
<b>投資その他の資産</b>	<b>94,404</b>	別途積立金	150,000
投資有価証券	56,886	繰越利益剰余金	26,914
関係会社株式	23,035	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,007</b>
関係会社出資金	1,870	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>4,700</b>
前払年金費用	11,414	その他有価証券評価差額金	4,700
その他	1,225	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>197,402</b>
貸倒引当金	△27	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>248,802</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>248,802</b>		

## 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		198,870
売 上 原 価		149,471
売 上 総 利 益		49,398
販売費及び一般管理費		30,583
営 業 利 益		18,814
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,375	
そ の 他	895	3,270
営 業 外 費 用		572
経 常 利 益		21,512
税 引 前 当 期 純 利 益		21,512
法人税、住民税及び事業税	5,262	
法 人 税 等 調 整 額	34	5,297
当 期 純 利 益		16,215

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

リンナイ株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	田	誠	司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	崎	裕	司	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リンナイ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンナイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

リンナイ株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	田	誠	司	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	崎	裕	司	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リンナイ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

### リンナイ株式会社 監査役会

監査役（常勤） 藺 田 享 志 ㊟

監査役（常勤） 石 川 治 彦 ㊟

監査役 松 岡 正 明 ㊟

監査役 渡 邊 一 平 ㊟

(注) 監査役松岡正明及び監査役渡邊一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

当社は、安定した利益還元を維持することが経営の重要政策のひとつであると考えており、連結業績や配当性向等を総合的に勘案いたしまして、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき42円）を含めました年間配当金は、1株につき86円となります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 44円

配当総額 2,288,050,424円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保金につきましては、長期的な視野に立って、研究開発投資、設備投資および国内外の戦略的事業投資等企業価値の増大を図るための諸施策に有効活用すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 10,000,000,000円



## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	はやし けん じ 林 謙 治 (昭和24年6月27日生)	昭和47年4月 当社入社 昭和53年9月 当社取締役 昭和55年2月 当社取締役 総合企画室長 昭和58年6月 当社常務取締役 生産技術部長 平成4年7月 当社常務取締役 関連事業部長 平成17年6月 当社取締役 常務執行役員関連事業部長 平成18年6月 当社代表取締役副会長 平成29年4月 当社代表取締役会長(現任)	2,502,024株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>林謙治氏は、昭和47年に当社入社以降、昭和53年より取締役として、その後に総合企画室長(現:経営企画部)、生産技術部長、関連事業部長(現:経営企画部に統合)を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ないとうひろやす 内藤弘康 (昭和30年4月20日生)	昭和58年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 開発技術本部副部長兼新技術開発部長 平成10年7月 当社取締役 開発本部長 平成13年7月 当社取締役 経営企画部長兼総務部長 平成15年6月 当社常務取締役 経営企画部長兼総務部長 平成17年6月 当社取締役 常務執行役員経営企画部長兼総務部長 平成17年11月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)	510,180株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>内藤弘康氏は、昭和58年に当社入社以降、平成3年より取締役として、その後に開発本部長、経営企画部長、総務部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	なり た つね のり 成 田 常 則 (昭和23年6月15日生)	昭和42年4月 当社入社 昭和63年6月 当社取締役 開発技術本部長兼品質保証部長 平成13年6月 当社常務取締役 生産本部長 平成17年6月 当社取締役 常務執行役員生産本部長 平成17年11月 当社取締役 常務執行役員国内総括兼営業本部長 平成18年4月 当社取締役 専務執行役員国内総括兼営業本部長 平成21年4月 当社取締役 副社長執行役員開発本部、生産本部、海外事業本部、お客様部担当兼営業本部長 平成22年4月 当社代表取締役 副社長執行役員開発本部、生産本部、海外事業本部、お客様部担当兼営業本部長 平成22年10月 当社代表取締役 副社長執行役員開発本部、生産本部、海外事業本部担当兼営業本部長 平成28年4月 当社代表取締役 副社長執行役員社長補佐、生産本部、海外事業本部管掌（現任） 〈重要な兼職の状況〉 リンナイネット株式会社代表取締役社長	7,444株
取締役候補者とした理由 成田常則氏は、昭和42年に当社入社以降、昭和63年より取締役として開発技術本部長（現：開発本部）を、その後生産本部長、営業本部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;"> <small>こ</small> <small>すぎ</small> <small>まさ</small> <small>お</small>            小杉 将夫            (昭和30年11月2日生)         </p>	<p>           昭和54年4月 当社入社            平成11年6月 当社取締役 情報システム部長            平成17年6月 当社執行役員情報システム部長            兼物流統括部長            平成17年11月 当社執行役員管理本部副部長            兼経営企画部長兼情報システム            部長兼物流統括部長            平成19年4月 当社執行役員管理本部長兼経営            企画部長            平成19年6月 当社取締役 執行役員管理本部長            兼経営企画部長            平成22年4月 当社取締役 常務執行役員管理本            部長兼経営企画部長兼情報シ            ステム部長            平成28年4月 当社取締役 専務執行役員経営企            画本部長兼経営企画部長兼情報            システム部長、管理本部管掌            平成28年7月 当社取締役 専務執行役員経営企            画本部長兼経営企画部長、管理本            部管掌（現任）            〈重要な兼職の状況〉            リンナイ企業株式会社代表取締役社長         </p>	1,663株
<p>           取締役候補者とした理由            小杉将夫氏は、昭和54年に当社入社以降、平成11年より取締役として情報システム部長を、その後に物流統括部長、経営企画部長、管理本部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。         </p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p>近藤雄二 (昭和31年2月6日生)</p>	<p>昭和54年4月 当社入社 平成13年7月 当社開発本部副本部長兼電子開発部長 平成17年11月 当社執行役員開発本部長兼技術開発部長 平成19年7月 当社執行役員開発本部長 平成20年4月 当社執行役員開発本部長兼技術管理部長 平成21年6月 当社取締役 執行役員開発本部長兼技術管理部長 平成22年4月 当社取締役 常務執行役員開発本部長兼技術管理部長 平成23年5月 当社取締役 常務執行役員開発本部長兼電子開発部長 平成25年4月 当社取締役 常務執行役員開発本部長 平成28年4月 当社取締役 専務執行役員営業本部長、開発本部管掌（現任）</p>	1,081株
<p>取締役候補者とした理由 近藤雄二氏は、昭和54年に当社入社以降、平成21年より取締役として開発本部長を、その後、営業本部長を歴任しており、当社の経営に携わっております。幅広く当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	まつ い のぶ ゆき 松井信行 (昭和18年5月7日生)	昭和60年4月 名古屋工業大学工学部教授(電気情報工学科) 平成16年1月 同大学学長 平成22年4月 愛知教育大学監事、愛知県顧問(産業労働部) 平成24年4月 中部大学理事長付特任教授 平成26年6月 当社社外取締役(現任) 〈重要な兼職の状況〉 富士機械製造株式会社社外取締役 愛知時計電機株式会社社外取締役	0株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>松井信行氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、名古屋工業大学の教授や学長を歴任され、学識者としての高い知識を生かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。</p>			
7	かみ お たかし 神尾隆 (昭和17年11月27日生)	昭和40年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社) 入社 平成8年6月 トヨタ自動車株式会社取締役 平成11年6月 同 常務取締役 平成13年6月 同 専務取締役 平成17年6月 同 相談役 東和不動産株式会社代表取締役社長 平成18年6月 中日本興業株式会社取締役 平成22年5月 トヨタ自動車株式会社顧問 平成22年6月 東和不動産株式会社相談役 平成23年6月 中日本高速道路株式会社監査役 平成28年6月 当社社外取締役(現任) 〈重要な兼職の状況〉 特定非営利活動法人ささえあい理事長	0株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>神尾隆氏は、トヨタ自動車株式会社専務取締役や東和不動産株式会社代表取締役社長などを歴任されたことにより培われた豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松井信行および神尾隆の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松井信行および神尾隆の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- |       |    |
|-------|----|
| 松井信行氏 | 3年 |
| 神尾隆氏  | 1年 |
4. 当社は、神尾隆氏が理事長を務める特定非営利活動法人ささえあいに対して寄付を行っておりますが、年間3万円と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
5. 当社は、松井信行および神尾隆の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、松井信行および神尾隆の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏を引続き独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
いし かわ よし ろう 石川 芳 郎 (昭和26年3月22日生)	平成13年7月 国税庁長官官房 名古屋派遣国税庁 監察官 平成17年7月 名古屋国税局 調査部特別国税調査官 平成20年7月 名古屋国税不服審判所 国税審判官 平成21年7月 岐阜南税務署長 平成23年8月 石川芳郎税理士事務所開設(現任) 平成23年10月 一般社団法人中川法人会 専務理事 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石川芳郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 石川芳郎氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験や知識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、石川芳郎氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上





メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 定時株主総会会場ご案内図

**会場** 名鉄ニューグランドホテル 椿の間（7階）  
名古屋市中村区椿町6番9号（ビックカメラ隣）

**交通** JR・名鉄・近鉄・地下鉄、名古屋駅より徒歩約5分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。